

## 岩手県木造住宅耐震診断士認定制度要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、県内において木造住宅の耐震診断が適切に実施されるよう、知事が、木造住宅の耐震診断を行う者を認定するために必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2 この要綱において「岩手県木造住宅耐震診断士」とは、知事の認定を受け木造住宅の耐震診断を行う者をいう。

2 この要綱において「岩手県木造住宅耐震診断士養成講習会」とは、一般社団法人岩手県建築士会又は一般社団法人岩手県建築士事務所協会が、知事からの要請を受けて行う耐震診断を行う者の養成を目的とする講習会をいう。

### (耐震診断士の認定)

第3 岩手県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の認定は、耐震診断士として認定を受けようとする者の申請に基づき知事が行う。

2 前項の規定により認定した耐震診断士は、耐震診断士認定台帳（様式第1号）に登録するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定した耐震診断士に対し、耐震診断士認定証（様式第2号）を交付する。

4 前項の規定による認定証の有効期間は、第1項の規定による認定を行った日から5年を経過した日の属する年の末日までとする。

### (認定の申請)

第4 第3第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければ行うことができない。

(1) 県内に居住又は勤務する者

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に基づく建築士（以下「建築士」という。）である者

(3) 申請の日から過去5年において建築士として処分を受けたことがない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 申請の日から過去1年以内に耐震診断士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講した者

イ 平成17年3月31日までの間において、花巻市長又は大船渡市長から木造住宅の耐震診断を行う者として認められた者

2 第3第1項の規定による認定を受けようとする者は、耐震診断士認定申請書（様式第3号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 居住地又は勤務先が県内であることを証するものの写し

(2) 顔写真（申請前6月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身及び無背景のものを2枚。写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、写真の裏

面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) 建築士免許証の写し

(4) 前項第3号アに該当する者にあつては講習会の受講修了証の写し、同号イに該当する者にあつては花巻市長又は大船渡市長から木造住宅の耐震診断を行う者として認められたことを証するものの写し

(有効期間の更新等)

第5 耐震診断士認定証の有効期間は、申請により更新することができる。

2 前項の規定による更新の期間は、5年とする。

3 耐震診断士の更新の申請は、第4第1項第1号から第3号までに該当する者でなければ行うことができない。

4 耐震診断士として更新を受けようとする者は、当該認定証の有効期間が満了する年の11月1日から同年末日までの間に、耐震診断士更新申請書(様式第4号)に第4第2項第1号から第3号までに規定する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

5 第3第3項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(認定事項の変更)

第6 耐震診断士は、第4第2項及び第5第4項に規定する申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、知事に耐震診断士認定事項変更届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 前項の届出のうち氏名の変更がある場合は、認定証を添えて提出しなければならない。

3 知事は前項の届出を受理した場合は、認定証を書換え交付するものとする。

(認定証の再交付)

第7 耐震診断士は、認定証を紛失又は汚損したときは、耐震診断士認定証再交付申請書(様式第6号)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた耐震診断士が紛失した認定証を発見した者は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8 認定の申請を取り下げようとする者は、知事に耐震診断士認定申請取下げ届出書(様式第7号)を提出しなければならない。

(講習会)

第9 講習会は、建築士でなければ受講できないものとする。

2 一般社団法人岩手県建築士会及び一般社団法人岩手県建築士事務所協会(以下「建築関係団体」という。)は、講習会の受講を修了した者について、講習会受講修了者台帳を作成し、受講修了証を交付するものとする。

(耐震診断士の業務)

第 10 耐震診断士は、市町村が実施する木造住宅に対する耐震診断を行う者を派遣する事業において、木造住宅の耐震診断を行うものとする。

(耐震診断士の責務)

第 11 耐震診断士は、誠実に木造住宅の耐震診断その他診断に必要な業務を行わなければならない。

2 耐震診断士は、木造住宅の耐震診断の業務に従事するときは、常に耐震診断士認定証を携帯しなければならない。

(秘密保持義務)

第 12 耐震診断士は、耐震診断の業務に従事して知り得た秘密を漏らし、自己の利益のために使用してはならない。

(認定の拒否)

第 13 知事は、第 3 の規定に基づき認定を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、認定を拒否することができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けようとした者
- (2) 居住地又は勤務地が県内でない者
- (3) 建築士でない者
- (4) 認定を申請した日から過去 5 年において建築士として処分を受けたことがある者
- (5) 次のいずれにも該当する者

ア 認定を申請した日から過去 1 年以内に講習会を受講していない者

イ 平成 17 年 3 月 31 日までの間において、花巻市長又は大船渡市長から木造住宅の耐震診断を行う者として認められていない者

- (6) その他知事が認定の拒否が適当と認めた者

2 知事は、前項の規定により認定を拒否する場合は、耐震診断士認定拒否通知書（様式第 8 号）により通知しなければならない。

(認定の取消し)

第 14 知事は、耐震診断士が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、耐震診断士の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けた者
- (2) 第 10 又は第 11 の規定に反した者
- (3) 建築士でなくなった者
- (4) 法に基づく処分を受けた者
- (5) 居住地又は勤務地が県内でなくなった者
- (6) その他知事が、認定の取消しが適当と認めた者

2 知事は、前項の規定による取消しを行う場合には、耐震診断士認定取消通知書（様式第 9 号）により通知しなければならない。

(登録の辞退)

第 15 耐震診断士は、登録を辞退しようとするときは耐震診断士登録辞退届出書（様式第 10 号）に認定証を添付し、知事に届出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、登録を取り消すものとする。この場合において、知事は、前条第 2 項の耐震診断士認定取消通知書（様式第 11 号）により本人に通知するものとする。

(申請書等の提出先)

第 16 第 4 第 2 項、第 5 第 4 項及び第 7 第 1 項に規定する申請書並びに第 6、第 8 及び第 15 第 1 項に規定する届出書（以下この項において「申請書等」という。）は、申請書等を提出する者の居住地又は勤務地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(閲覧)

第 17 耐震診断士一覧（様式第 12 号）を一般の閲覧に供するため、次の場所において閲覧所を設置する。

- (1) 県土整備部建築住宅課
- (2) 広域振興局土木部建築指導課及び広域振興局土木部土木センター建築指導課
- (3) 市町村建築担当課等
- (4) 建築関係団体

(補足)

第 18 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 8 日から施行する。